

質 問 回 答 書

令和 7 年 6 月 20 日

参加事業者各位

高知市上下水道事業管理者

山本 三四年

業務名 下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託

上記業務の質問について下記のとおり回答します。

番 号	図 書 名 称	ペー ジ 等	質 疑 事 項	回 答
1	公募型 プロ ポーザ ル募集 要領	1	1 業務概要(5)予算限度額「一般仕様書第28 条, 第29 条に規定する修繕費及び調達費については, 実績に応じて上記委託料とは別途に支払うものとする。」と記載されています。実績に応じて上記委託料とは別途に支払われる金額に上限はありますでしょうか。	上限は各水再生センターの年度ごとの予算額となります。
2	公募型 プロ ポーザ ル募集 要領	6	7 業務提案書等の作成要領及び提出方法(4)提出書類「オ雇用形態(正社員, 派遣社員等), 雇用期間が確認できる書類, 給与規定が確認できる書類」と記載されています。「雇用形態(正社員、派遣社員等), 雇用期間が確認できる書類」とは、配置予定従事者の雇用形態及び勤続年数を示した一覧表に押印した書類でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	公募型 プロ ポーザ ル募集 要領	6	7 業務提案書等の作成要領及び提出方法(4)提出書類「オ雇用形態(正社員, 派遣社員等), 雇用期間が確認できる書類, 給与規定が確認できる書類」と記載されています。「給与規定が確認できる書類」について、共同企業体の場合は給与(賃金)に関する取り決めに記した各社の給与規定(賃金規定)を可能な範囲で提出することによろしいでしょうか。また、共同企業体の場合は各社提出するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番 号	図 書 名 称	ペー ジ 等	質 問 事 項	回 答
4	公募型 ポータル募集 要領	6	7 業務提案書等の作成要領及び提出方法(6)提出書類作成要領 提出書類の内、ア業務提案書とイ業務見積書については、提出方法が記載されていますが、ウ組織体制表、エ財務状況が確認できる書類、オ雇用形態(正社員、派遣社員等)、雇用期間が確認できる書類、給与規定が確認できる書類については、提出方法の定めがありません。 ウ、エ、オの提出書類は、ア業務提案書の後ろに添付し、あわせて袋とじすればよろしいでしょうか。 別の提出方法である場合、ウ、エ、オそれぞれの提出方法及び部数をご教示ください。	ウ、オについては、ア 業務提案書の後ろに添付し、あわせて袋とじとしてください。エの提出書類は別冊で提出してください。 提出方法及び部数は募集要領 7 項(3)、(5)のとおりです。
5	公募型 ポータル募集 要領	7	7 業務提案書等の作成要領及び提出方法(6)提出書類作成要領ア業務提案書(エ)その他の注意事項「①業務提案書の内容に、参加事業者名及び業務見積書の金額は記載しないこと。」と記載されています。 一方、業務提案書の表紙として使用する第14 号様式には参加事業者名を記入する欄があります。また、業務提案書とあわせて提出する、エ財務状況が確認できる書類、オ雇用形態(正社員、派遣社員等)、雇用期間が確認できる書類、給与規定が確認できる書類については、事業者名の表記が想定されます。 本記載のとおり、業務提案書以外の書類には事業者名を記載しても良いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	一般仕 様書	1	(業務の履行)第2条(1)下知水再生センターの中に「下知ポンプ場(令和8年4月1日業務開始)」と記載されています。 業務開始時はどのような監視装置が下知水再生センター内に設置されるかご教示ください。	業務開始時は、電話回線を利用した通報装置が下知ポンプ場に設置されます。 なお、令和8年度中には下知水再生センター内に遠隔監視操作装置が導入される予定です。
7	一般仕 様書	1	(再委託の禁止)第4条「以下の各項に示す運転管理業務については、再委託を禁止する。(1)第2章に記載する運転管理業務」と記載され、また、「(3)上記(1)(2)で示す以外の業務を再委託する場合は、その都度再委託申請書を委託者へ提出し、承諾を受けなければならない。」と記載されています。 平和団地調整施設及び平和団地中継ポンプ場の保守点検や緊急対応、清掃作業の一部は、その都度再委託申請書を委託者へ提出し、承諾を受ければ再委託を行っても宜しいでしょうか。	平和団地調整施設及び平和団地中継ポンプ場の運転管理業務については、再委託を認めておりません。

8	一般仕様書	1	(再委託の禁止)第4条「以下の各項に示す運転管理業務については、再委託を禁止する。(2)第3章に記載する水再生センター関連施設運転管理業務(マンホールポンプ場を除く)」と記載されています。 マンホールポンプ場の再委託業務を複数の業者に分けて再委託する事は可能でしょうか。	可能です。
9	一般仕様書	1	(再委託の禁止)第4条「以下の各項に示す運転管理業務については、再委託を禁止する。(2)第3章に記載する水再生センター関連施設の運転管理業務(マンホールポンプ場を除く)」と記載され、また、「(3)上記(1)(2)で示す以外の業務を再委託する場合は、その都度再委託申請書を委託者へ提出し、承諾を受けなければならない。」と記載されています。 中継ポンプ場、調整池施設の再委託については、その都度再委託申請書を委託者へ提出し、承諾を受ければ再委託を行っても宜しいでしょうか。	各中継ポンプ場及び平和団地調整施設の運転管理業務については、再委託を認めておりません。
10	一般仕様書	11	(修繕事務)第28条2「修繕の実施にあたっては、故障報告書を作成し委託者に報告した後、見積等の資料を準備して委託者と事前に修繕方法を協議するものとする。1件の見積額が税込100万円以下かつ委託者が認めた場合は、修繕を実施するものとする。」と記載されています。 修繕方法が委託者に認められず、変更になる場合は見積を再度2者以上から取り直し、協議を行う事になりますか。	お見込みのとおりです。
11	一般仕様書	11	(修繕事務)第28条2「1件の見積額が税込100万円以下かつ委託者が認めた場合は、修繕を実施するものとする。」と記載されています。 見積額が税込100万円以下とは、外部に発注し修繕を行う費用(2者以上から見積)に加え、受託者が行う修繕事務(受発注、支払い代行、検査立ち合い等)費用を加えた費用の合計との理解でよろしいでしょうか。	見積額に受託者が行う修繕事務の費用は含みません。
12	一般仕様書	11	(修繕事務)第28条3(2)「見積日において、見積徴収先が高知市上下水道局から指名停止または指名回避の措置を受けていないこと。」と記載されています。 見積日から修繕完了までの間に、指名停止または指名回避措置を受けた場合に修繕は可能でしょうか。	契約日が指名停止または指名回避の措置の期間より前であれば可能です。
13	一般仕様書	11	(修繕事務)第28条5「令和2年度から令和6年度における発注実績は参考資料1のとおり。」と記載されています。 受託者の年間修繕は何件を想定されておりますか。また、件数に上限はありますか。	参考資料1の実績件数の平均値を想定しております。件数に上限はございません。

14	一般仕様書	11	(物品等の調達事務)第29 条 2「調達にあたっては、見積等の資料を準備して委託者と協議し、1 件が税込20 万円以下かつ委託者が認めた場合において、受託者が調達するものとする。」と記載されています。 1 件の見積額が税込20 万円以下とは、外部に発注し調達を行う費用(2 者以上から見積)に加え、受託者が行う調達事務(受発注、支払い代行、納品確認等)費用を加えた費用の合計との理解でよろしいでしょうか。	見積額に受託者が行う調達事務の費用は含みません。
15	一般仕様書	12	(物品等の調達事務)第29 条 3 (2)「見積日において、見積徴収先が高知市上下水道局から指名停止または指名回避の措置を受けていないこと。」と記載されています。 見積日から納品完了までの間に、指名停止または指名回避措置を受けた場合に調達は可能でしょうか。	契約日が指名停止または指名回避の措置の期間より前であれば可能です。
16	一般仕様書	12	(物品等の調達事務)第29 条 7「令和 2 年度から令和 6 年度における発注実績は参考資料 2 のとおり。」と記載されています。 受託者の年間調達は何件想定されておりますか。また、件数に上限がありますでしょうか。	参考資料 2 の実績件数の平均値を想定しております。 件数に上限はございません。
17	一般仕様書		参考資料 3「修繕事務の実施フロー」に関して、直ちに水質管理への悪影響が考えられる緊急時であっても、必ずこのフローで実施しなければならないのでしょうか。	緊急時は別途協議とします。
18	一般仕様書		参考資料 3「修繕事務の実施フロー」に関して、修繕業務における立ち会いや労災等、修繕業務に関する責任分担についてご教示ください。	修繕業務における立ち会いは、運転管理業務に含まれるため受託者の責任において行ってください。
19	潮江水再生センター運転管理業務委託特記仕様書	1	第 2 条 (3)放流水の水質指標 オ「大腸菌群数 800 CFU/mL 以下」と記載されています。 大腸菌群数は大腸菌数と読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
20	瀬戸水再生センター運転管理業務委託特記仕様書	3	(業務の内容)第 3 条 (6)イ「汚泥処理業務は水質に与える影響が大きいため、適宜行うものとする。脱水作業に関しては週 4 回程度とする。」と記載されています。 脱水作業は日曜日の実施も想定されておりますでしょうか。	想定しております。

21	(案) 委託契 約書	(消耗品その他経費)第3条「委託業務の管理について必要な消耗品その他の諸経費は、別に定めるものを除きすべて乙の負担とする。」と記載されています。 別に定めるものとは、下知・潮江・瀬戸水再生センター 運転管理業務委託 一般仕様書 第14条、15条ならびに各施設特記仕様書第4条に相当するとの認識でよろしいでしょうか。	別に定めるものとは、一般仕様書第14条第3項になります。
22	(案) 委託契 約書	(委託料の支払) 12条4「仕様書に定める修繕費及び調達費については、修繕実績報告書及び物品調達実績報告書に応じて月ごとに支払うものとする。」と記載があります。また、一般仕様書 参考資料3(実施フロー)には、受託者が報告書と委託者様式の請求書を提出した後、委託者が検収・支払いの流れとなっています。 修繕費及び調達費の支払いにおいて以下のどちらの認識が正しいかご教示ください。 1. 発注先が作成した請求書を受託者経由で委託者に提出する。 2. 受託者が一旦発注先へ支払いを行った上で、その後受託者が委託者へ請求を行う。	2. となります。